## 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項								監査の結果	措置の内容	
									【是正を求めるもの】		
公益財団法人	公益財団法人大阪府育英会(以下「育英会」という。)が、A社及びB社に委託し							V	担当者のみならず関係者・決裁者は、	平成26年度債権回収業務等の契	
大阪府育英会	る契約について、以下の不備があった。								報告書の受領日など契約書の内容を十	約(平成25年度委託継続分及び平成	
							分に理解し、請求内容をチェックした上	26年度委託分)について、平成27年			
	1 A社との契	約書では、育	育英会は、月2	別業務報告書	書、受託債	.報	で、適切な経費支出手続を行われたい。	2月・3月は契約書に基づき、毎月			
	告書(以下「報告書」という。)の提出期限は明記されていないが、契約書第3条第1 項では、育英会は毎月報告書を受領し、検査を実施すること、仕様書では、翌月5日ま									5日までに報告書を受領し、報告書	
										の検査合格後に請求書を受領した。	
	でにA社が育	英会に請求す	けることが定	められている	る。このた	め、育英会は	日	【債権回収業務 契約書(A社)】	平成27年度契約(平成27年9月18		
	までに受領し	、検査を実施	立する必要が	あるが、平原	戊25年12月,	度について	いこ	(抜粋)	日付け締結) についても契約条項に		
	報告書を受領	していなかっ	った。						(検査及び契約代金の請求並びに	基づき適切に事務処理を行ってい	
	2 B社との契	約書第12条第	第1項では、	育英会は、韓	報告書を翌	月5日まで	査	回収債権の精算)	る。		
	を実施する必	要があるが、	平成25年9	月度、12月月	度、平成26年	1	第3条 乙(受託者)は、毎月、月	今後も、全ての契約書について、			
	ては、5日ま	でに報告書き	と受領してい	なかった。				別業務報告書、受託債権業務状況	関係職員・決裁者が契約内容を十分		
	3 契約書第3	条第2項では	は、育英会は	資査合格後に	こ受託業務	者から請求	け	及び回収状況報告書を提出して、	理解し、適正な経費支出手続を行う		
	ればならず、	B社との契約	的書第12条第	2項でも、同	司様の定め	があるが、١	に	甲(育英会)の検査を受けなけれ	よう努める。		
	おいても業務委託期間の全ての月において、検査合格前に請求書を受領していた。								ばならない。		
									2 乙は、甲の検査に合格したとき		
	【A社】							は、当該月の回収額に成功報酬率			
	(委託業務名)	債権回収業務	务					を乗じて得た額(円未満の端数が			
	(委託期間) 平	成25年4月1	1日から平成	26年3月31	日まで		ある場合は、その端数を切り捨て				
	(報告書提出日	、検査日、記	青求日、支払	手続日の関係	系)			た額)及び当該月中に判明した追			
		4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度		加報酬該当情報件数に単価を乗		
	報告書	5月2日	6月3日	7月1日	8月5日	9月2日	10月1日		じて得た額との合計額に、消費税		
	提出日								及び地方消費税の額を加算した		
	検査日	5月21日	6月4日	7月8日	8月22日	9月24日	10月21日		額(以下「契約代金」という。)		
	請求日	5月1日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日		を甲に請求するものとする。(略)		
	支払	5月24日	6月24日	7月25日	8月26日	9月24日	10月22日		【債権回収業務契約仕様書(A社)】		
	手続日								(抜粋)		
		10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度		5. 委託料の支払 委託料の支払い		
	報告書	11月5日	12月4日	1月7日	2月1日	3月3日	4月2日		の流れは、次のとおりとする。		
	提出日								(1) 受託者は、毎月末締めで回収		
	検査日	11月19日	12月16日	1月17日	2月19日	3月17日	4月11日		金額に成功報酬率を乗じて得た		
	請求日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	3月3日	4月1日		額に消費税及び地方消費税を加		
	支払	11 E 00 E	10 2 10 2	4 F 0 4 F	0 11 00 11	0 0 10 0	4 11 4 4 11		算した額を、翌月5日までに育英		
	手続日	11月20日	12月18日	1月24日	2月20日	3月19日	4月14日		会に請求し、回収代金は、10日までに育英会の指定する口座に振		
					I				「に月光云切相比りる日座に振		

## 【B社】

(委託業務)債権回収業務及び居住確認調査業務

(委託期間) 平成25年8月16日から平成26年3月31日まで

(報告書提出日、検査日、請求日、支払手続日の関係)

	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度
報告書	10月7日	11月5日	12月5日	1月8日	2月7日	3月5日	4月7日
提出日	10Д / Н	ПЛОН	12月 5 日	1701	27 I	3Л3Н	4月1日
検査日	10月21日	11月10日	12月16日	1月17日	2月19日	3月17日	4月4日
請求日	10月3日	11月7日	12月3日	1月8日	2月3日	3月4日	4月3日
支払	10月22日	11月20日	12月18日	1月24日	2月20日	3月19日	4月14日
手続日	10万22日	11/1/20/1	14月10日	1万24日	4月20日	3月19日	4月14日

り込むものとする。

【①債権回収業務②居住確認調査 業務 契約書(B社)】(抜粋) (検査及び契約代金の請求並びに 回収債権の精算)

- 第12条 乙(受託者)は、毎月5日 までに、月別業務報告書、受託債 権業務状況及び回収状況報告書 を提出して、甲(育英会)の検査 を受けなければならない。
- 2 乙は、甲の検査に合格したとき は、当該月の回収額に成功報酬率 を乗じて得た額(円未満の端数が ある場合は、その端数を切り捨て た額)及び当該月の処理数量に契 約単価を乗じて得た額との合計 額に、消費税及び地方消費税の額 を加算した額(以下「契約代金」 という。)を甲に請求するものと する。(略)